

令和4年度 川崎市映像アーカイブ活用事業実施委託に関する業者選定実施要領

1 件名

令和4年度 川崎市映像アーカイブ活用事業実施委託

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 履行場所

川崎市内ほか

4 業務概要

川崎市映像アーカイブは、市が保有・管理している市政ニュース映像や記録映像をホームページで公開し、市民が自由に閲覧できるようになっており、市制100周年を見据えた地域映像アーカイブ事業として、市民のまちづくり意識の高揚、シビックプライド醸成を図ることを目的としています。

本事業は、2年後の市制100周年に向け、川崎市映像アーカイブをテーマ毎に短編映像として編集し、上映会用の映像および周知用冊子の制作等を委託するものです。

5 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

6 提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) プロポーザル実施日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99（その他）・種目02（映画・ビデオ制作）で登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 類似業務の受託実績を過去3年間に1件以上有すること。

7 参加意向申出書等の配布、提出及び問い合わせ先

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）、過去の類似業務の受託実績を証する書類を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、参加意向申出書及び過去の類似業務の受託実績を証する書類の提出は持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

- (1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階
市民文化局市民文化振興室 石井担当
電話番号 044-200-2433 電子メールアドレス 25bunka@city.kawasaki.jp
※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。
(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000145322.html>)
- (2) 配布・受付期間等
配布・受付期間：令和 4 年 11 月 18 日（金）から令和 4 年 11 月 29 日（火）まで
※郵送の場合、令和 4 年 11 月 29 日（火）必着
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く）
- (3) その他
参加意向申出書を配布する際、仕様書、企画提案書作成要領も併せて配布します。

8 質問書の受付・回答

- (1) 受付期間等
受付期間：令和 4 年 11 月 18 日（金）から令和 4 年 11 月 29 日（火）まで
- (2) 質問書の様式
質問書（様式 2）により提出してください。
- (3) 質問の受付方法
電子メールのみとします。電話・ファクスでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。
電子メールアドレス 25bunka@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
令和 4 年 12 月 2 日（金）までに全者宛てに電子メールにて送付します。

9 参加資格確認結果通知書の交付

7 により参加意向申出書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について確認後、参加資格確認結果通知書（様式 5）を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日
令和 4 年 12 月 1 日（木）
- (2) 交付場所
7 (1)に同じ

10 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送により提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

- (1) 受付期間等
受付期間：令和 4 年 12 月 1 日（木）から令和 4 年 12 月 12 日（月）まで

※郵送の場合、令和4年12月12日（月）必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所

7(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書 9部（A4判縦横どちらでも可。表紙を除き20ページ以内）

イ 見積書 1部

(4) 企画提案書の取扱

ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

11 企画提案会（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和4年12月15日（木）午前10時から

（時間は、後日、参加資格のある者に連絡します。）

(2) 場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

各者30分以内（説明20分、質疑応答10分）

(3) 評価方法

本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

(4) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき行うこととします。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は2名以内とします。

(5) 評価項目

評価は次の項目に基づき行い、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

ア 全体コンセプト

イ 企画提案（映像制作）

ウ 企画提案（冊子制作）

エ 実施体制及びスケジュール

オ 業務実績

(6) 最高得点が同点だった場合

最高得点の評価提案者が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 「企画提案（映像制作）」の点数が最も高い者

イ 上記アに該当する者が複数ある場合は、「企画提案（冊子制作）」の点数が最も高い者

ウ 上記ア、イに該当する者が複数ある場合は、見積額が最も安価な者

エ 上記ア、イ、ウでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する

(7) 実施結果

実施結果について、終了後、川崎市ホームページで公表します。

12 選定結果通知

選定結果については、令和4年12月下旬以降に全提案者宛てに結果通知書（様式6）により郵送で通知します。

なお、選定結果等についての電話・電子メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

13 契約手続等

(1) 選定結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(4) 契約保証金

免除とします。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(8) 詳細は、企画提案書作成要領によります。

(9) 関連情報を入手するための窓口は7(1)と同じです。

(10) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式4）を提出してください。